人間ドック・がん健診補助金の支給等について

【必ずお読みください】

令和7年度保健事業の一環として、上記補助金の支給を実施いたします。

なお、個人名義での申請（任意継続被保険者を除く）はできませんので、すべて事業主様の委任により、事業主様名義で一括して申請くださいますようお願いいたします。

また併せて、被保険者とそのご家族の方々にご周知のほど、宜しくお願いいたします。

申請にあたっては、支給要領や記入上の注意点などにご留意のうえ、今回添付する最新の申請書等をお使いくださいますようお願いいたします。

令和7年度　人間ドック・がん健診　補助金支給要領

【 人 間 ド ッ ク 】

1.　対象者の範囲

38才以上（満年齢）の被保険者及び被扶養者で、令和7年4月1日（火）より、令和8年3月31日（火）までに全額自己負担の支払を完了した人間ドック健診を行なった者。

ただし、年度内１回限りとし、健診料が補助額以下の場合はその額とする（※消費税は除く）。

※また申請はすべて会社委任の振込とし、個人請求は出来ません。（任意継続被保険者を除く）

2.　補助額

被 保 険 者	20,000円	先着	1,800人
被 扶 養 者	15,000円	先着	200人

ただし、年度内１回限りとし、健診料が補助額以下の場合はその額とする（※消費税は除く）。

※また申請はすべて会社委任の振込とし、個人請求は出来ません。（任意継続被保険者を除く）

【 が ん 健 診 】

1.　対象者の範囲

被保険者及び被扶養者（年齢制限なし）で、令和7年4月1日（火）より、令和8年3月31日（火）までに全額自己負担の支払いを完了したがん健診を行なった者。

2.　補助額

被 保 険 者	3,000円	先着	600人
被 扶 養 者	3,000円	先着	200人

ただし、年度内１回限りとし、健診料が補助額以下の場合はその額とする（※消費税は除く）。

※また申請はすべて会社委任の振込とし、個人請求は出来ません。（任意継続被保険者を除く）

【 補 助 金 の 請 求 方 法 】

別紙補助金申請書裏面の記載要領を参照とし、必要事項を記入し、健診に要した費用の領収書（利用者氏名・健診の内訳と金額が記載されたもの／コピー可／レシート不可）及び、**特定健康診査のデータ**（特定健康診査結果票等）を併せて添付し、令和8年4月6日（月曜日：健保組合に必着分）までに健康保険組合にご請求ください。

がん健診補助金のみの請求の場合は特定健康診査データは必要ありません。

別紙の契約医療機関については、特別料金（契約料金）で健診を行なっております。
補助金は事業所の口座に振込送金いたします。

申請書に記載の“記入上の注意点“とその裏面の”記入例”もよく参考にして、正しく作成して下さい。

＝　申請書を作成するうえの注意点　＝

※申請書の『記入上の注意点』とともに、必ずお読みください。
金銭の発生する事由ですので、申請書の完成は正確を期して下さい。

1. 申請書は、人間ドックとがん健診は別々に作成し、完成させて下さい。
　※（領収書も必要な枚数をコピーし A4 版に統一して、申請書のそれぞれに添付して完成させること。申請用紙はコピーしてお使い下さい。）

2. 被扶養者分の申請書であっても、被保険者の氏名は必ず記入して下さい。
　（申請書裏面の記入例を参照）
　また、被保険者証の記号と番号は必ず記入し、ならびにその番号順の記載してください。
　（ 個々の記号・番号は、お持ちの保険証や資格確認書・マイナポータル等を参照のこと。（必須記入） ）

3. 領収書（原則としてレシートの体裁は不可）は受けた方の名前と、健診の内訳ならびにその金額が記載されたものを申請書毎に添付して下さい。（"人間ドック"または"がん健診"と明記され、その健診内容の名称と金額内訳のあるもの。） また添付書類のコピー等は、人間ドック／がん健診の申請ごとに、必要な枚数を全て A4 版の大きさで統一し、書類のホチキス留めは、厳に無用に願います。

4. 払渡場所（振込口座）は、必ず事業所（事業主名義）の口座を記入して下さい。
　また、委任欄に申請を委任する方の印鑑を押してください。

5. 契約医療機関以外で人間ドック等を受診された場合は、申請の際に特定健診項目の結果（特定健診項目のみ ・電子媒体を推奨）を添付することとしてください。
　特定健診結果の添付は、特定健診項目のみに特化した【.xml】の形式による電子媒体（CDR）、もしくは今回添付の特定健康診査（人間ドック受診）結果票を必須とします。
　また、受診者個人宛の検査結果表は、個人情報にあたるので使用できません。
　コピーしてお送りいただいても使えませんのでご注意下さい。
　また、一切の健診データの返却はいたしませんのでご了承ください。

6. 申請には必ず、今回お送りする、もしくは健保HP上の、最新の申請フォームをお使いください。
　最新の注意書きや、作表事例の認識不足によって、記入箇所や内容の不足した申請書が多々発生しております。
　申請書が不備の場合は、補助金の支払いが遅れたり、あるいは不可となることがありますのでご注意ください。

7. 契約医療機関で受診された健診結果のうち、特定健診に使用されるデータは、健診医療機関より健保組合に提供されることをご了承ください。
　また、このデータは健康保険組合の特定健診事業以外に使用されることはありません。

以上の点に充分留意して申請書を作成し、健康保険組合にご申請ください。支給要件と、申請の体裁をを満たさない書類は、申請元に差し戻させていただくことがありますので、ご注意ください。

R7